

第9号議案

令和7年度東京都台東区病院施設会計予算

令和7年度東京都台東区の病院施設会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,571,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(特別区債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 特別区債」による。

令和7年2月5日提出

東京都台東区長 服部 征夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,092
	1 手数料	6,092
2 都支出金		42,398
	1 都補助金	42,398
3 財産収入		117
	1 財産売払収入	117
4 繰入金		1,137,069
	1 一般会計繰入金	1,137,069
5 諸収入		14
	1 預金利子	14
6 特別区債		386,000
	1 特別区債	386,000
歳 入 合 計		1,571,690

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 施設管理費		1,338,983
	1 施設管理費	1,338,983
2 諸支出金		202,707
	1 公債費	202,707
3 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	1,571,690

第2表 特別区債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1 病院施設の整備	386,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め30年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還する。	金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰延起債することもある。